

令和2年10月1日から



相続人の申告が制度化されました

お亡くなりになられた方が、登記簿上の所有者として土地や家屋をお持ちの場合には、相続登記がされるまでの間、現に所有している方（相続人等）の氏名・住所等を、市役所に申告することが定められました。

○提出書類 現所有者申告書

申告書は、市役所資産税課・各総合支所窓口にあります。

また、市ホームページからも印刷できます。

○申告期限 亡くなったことを知った日の翌日から3か月を経過した日まで

※相続人等の申告制度の詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先
市役所資産税課
☎048-574-6638（直通）